「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	28,000
岩手県	4,000

宮城県、千葉県、三重県、和歌山県及び長崎県については、若干とする。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	92,600

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

⑶　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

（注１）資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

（注２）上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

（新設）

⑴　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	92,600

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

⑵　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

注　資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

（新設）